

川根本町営バス広告掲載要領

第1 趣旨

この要領は、川根本町（以下「町」という。）が運行する町営バス千頭・家山線（以下「町営バス」という。）への広告掲載に関し、川根本町有料広告掲載要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 広告媒体及び掲載場所

広告媒体は、町営バス車内とし、広告の掲載場所は、側面窓ガラス上部とする。

第3 広告の規格及び掲載位置

- (1) 広告の規格は、A3 横サイズ（横 297×420 mm）以下でラミネートフィルム加工済のものとする。
- (2) 掲載位置は先着順により決定する。

第4 広告の掲載期間

- (1) 広告の掲載期間は、原則として1月単位とし、1年間を最長とする。
- (2) 広告掲載の開始日は、各月最初の運行日の始発便から各月最終の運行日の最終便までとする。

第5 掲出料の額

掲出料の額は、広告1枠当たり月額500円（消費税及び地方消費税含む。）とする。

第6 広告掲載の申込み

- (1) 広告掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、川根本町営バス広告掲載申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）に、掲載を希望する広告の原稿案を添えて、別に定める日までに町長に提出するものとする。
- (2) 申込者は、広告1枠ごとに申込書を提出しなければならない。

第7 広告掲載の決定

- (1) 町長は、前条により広告掲載の申込みがあったときは、広告の内容等について審査し、広告掲載の可否を決定する。ただし、掲載の可否を審査するに当たり判断が困難であると認めるときは、要綱第9に規定する広告審査会による審査に付すものとする。
- (2) 前項の審査の結果、その内容が適当であると認められるものが広告掲載の募集の数を超えたときは、要綱第4に定める順位により決定する。この場合において、同順位のものの中では掲載希望月数の多いものを優先することとする。
- (3) 町長は広告掲載の可否を決定したときは、申込者に対し、川根本町営バス広告掲載決定通知書（様式第2号）又は川根本町営バス広告不掲載決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

第8 広告掲載の承諾

できなかった期間の広告料を、川根本町営バス広告料返還請求書（様式第10号）により町長に請求するものとする。

- (2) 前項の場合において1箇月に満たない端数がある場合の当該月分に相当する広告料の返還については、当該月の掲載可能日数による日割とし、10円未満は切り捨てるものとする。

第16 委任

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年7月10日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月21日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年2月5日から施行する。